

第2期

いのち支える高畠町自殺対策計画



令和6年3月
山形県高畠町

はじめに

本町では、生きることの包括的な支援として「いのち支える高畠町自殺対策計画」を平成31年3月に策定し、誰も自殺に追い込まれることのないまちをめざして自殺対策に取り組んでまいりました。



この第1期計画期間中には新型コロナウイルス感染症の拡大があり、一部計画どおりの実施が難しい時期もありましたが、気づき・見守る人材の育成や相談支援の充実等に取り組み、地域における自殺対策への理解者は着実に増加しているところです。

このような中、令和2年以降、本町の人口10万人あたりの自殺者数は、全国や山形県より高い水準となり、今後も自殺対策の一層の強化を図っていく必要があります。

こうした状況について危機感を共有し対策の強化を図るため、本町のこれまでの取り組みの評価や自殺の現状、さらに国や山形県の施策の動向等を踏まえ、自殺予防に向けた今後の方針や取組内容を示すものとして、「第2期いのち支える高畠町自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、「いのち支える高畠町 誰も自殺に追い込まれることのないまちをめざして」を基本理念に、5つの基本施策と4つの「重点施策」を掲げております。また、「高齢者」「子ども」「女性」を新たな重点対象とし、総合的に計画を推進することとしております。

自殺に追い込まれる背景は、特別なことではなく誰にでも起こりうる身近な問題であり、地域の様々な課題にきめ細かく取組むことが必要となります。

本町においては、地域の支え合い体制づくりを一層推進し、あらゆる世代への孤独・孤立防止の取組を行うとともに、本計画に基づき、町民の皆様や関係機関、企業、民間団体と一体となった「生きることの包括的な支援」の実現に努めてまいりますので御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました高畠町自殺対策推進協議会委員や町民の皆様をはじめ関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

高畠町長 高梨 忠博

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	2
5. 新たな大綱について	3
第2章 本町における自殺の現状等	4
1. 高島町の自殺の現状	
(1) 自殺者数および自殺死亡率の推移	4
(2) 男女別・年齢別自殺者数の状況	5
(3) 同居人の有無	6
(4) 自殺者の職業の有無	6
(5) 自殺未遂歴の有無	7
(6) 自殺の原因・動機	7
(7) 高島町の主な自殺の特徴	8
2. 関連するその他の統計	9
(1) 町の人口	9
(2) 健康意識調査	9
(3) こころの健康・休養	10
(4) 勤務・経営関連	11
3. 新型コロナウイルス感染拡大の影響（全国・本町）	13
第3章 第1期計画の取組みの評価と課題	14
1. 基本施策の取組みの評価と課題	14
2. 重点施策の取組みの評価と課題	16
3. 自殺対策推進協議会構成員からの意見	17
4. 自殺対策における評価指標の進捗状況	18

第4章 本町の自殺の現状・課題を踏まえた

今後の取組みの方向性..... 19

1. 「地域自殺実態プロファイル※」で示される
本町の「推奨される重点パッケージ」 19
2. 今後の取組みに向けた課題と方向性の整理 19

第5章 自殺対策における取組み 20

1. 基本的な考え方 20
2. 基本施策 21
 - (1) 地域におけるネットワークの強化 21
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成 22
 - (3) 町民への啓発と周知 22
 - (4) 生きることの促進要因への支援 23
 - (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 25
3. 重点施策 26
 - (1) 高齢者への支援 26
 - (2) 無職者・生活困窮者への支援 27
 - (3) 「勤務・経営」者への支援 28
 - (4) 子ども・若者・女性への支援 29
4. 生きることの関連推進施策 31
5. 評価指標一覧 40

第6章 本町における自殺対策の推進体制・進行管理 41

参考資料 42

1. 高畠町自殺対策推進協議会委員名簿 43
2. 策定経過 44
3. 高畠町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱 45
4. 自殺総合対策大綱 46

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成18年10月の自殺対策基本法の施行以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されました。その結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果が上がってきていました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にあるなかにおいても増加傾向となっており、令和4年には過去最多となるなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で取り組む必要があります。

こうしたなか、山形県の自殺者数は、平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、令和2年には180人まで減少しましたが、令和3年は211人と増加し、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は20.1と全国で3番目と高いなど、自殺対策の強化が必要な状況にあります。

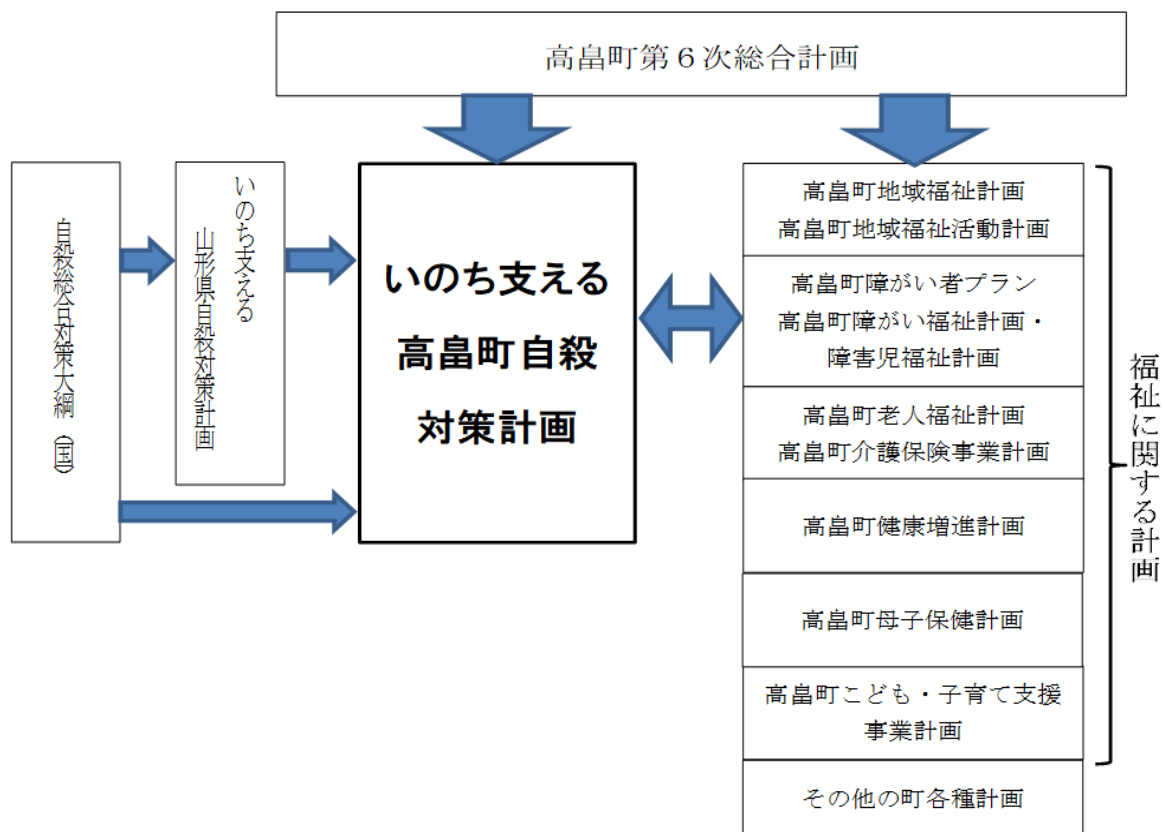
本町では、平成31年3月に「高畠町自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない高畠町」の実現をめざしてきました。さらに、平成31年4月に設置した「自殺対策推進協議会」において、地域の自殺実態の把握や適切な対策につなげるための取組みを明らかにし、関係する機関等の連携強化も推進してまいりました。

本町の自殺者数は、年による増減がみられますが、平成26年から令和4年まで、概ね10人未満で推移しています。一方、町の人口10万対の自殺死亡率をみると、令和2年以降は全国や山形県より高く、自殺対策は強化推進が必要な状況にあります。

第2期計画では、本町における自殺の現状等の整理とともに、第1期計画の評価や課題の洗い出しを行い、令和4年10月に策定された新たな「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」も踏まえながら、基本方針や施策等を取りまとめたところであり、引き続き関係機関、企業、民間団体、地域社会と一体になった「生きることの包括的な支援」として本町の自殺対策を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として策定します。また、「高島町第6次総合計画」「高島町地域福祉計画」「高島町障がい者プラン」などの関連計画との整合性を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、計画期間を令和6年度から令和10年度の5年間とします。

4. 計画の数値目標

第1期計画の数値目標は「令和元年から令和5年の自殺死亡率の平均を13.1以下とする」であります。令和元年から令和4年の自殺死亡率の平均は18.5であり、現時点では目標達成していない状況にあります。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年、令和3年の自殺死亡率が高かったことが関連していると考えられ、対策の取組みへの評価は難しいところです。

このことから、第2期計画の目標算定の考え方を第1期計画から継続して下記のとおりとします。

【計画の数値目標】

平成30年から令和4年の自殺死亡率の平均である18.2を30%以上減少させ、令和5年から令和9年の自殺死亡率の平均を12.7以下とすることを目標とします。

※「地域自殺実態プロファイル」の公表時期を鑑みて令和5年～令和9年としたもの

5. 新たな大綱について

大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定められるものであり、概ね5年をめぐり見直すこととされています。

平成16年に策定された後見直しが行われ、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加えて「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」と「女性に対する支援の強化」等が追加されています。また、自殺総合対策の基本方針はSDGsの理念と合致すること、その関係性を明示していくことは関係者に自殺対策を理解してもらうことに役立っていくことが謳われています。

本町においては、このような大綱で示された新たな視点も踏まえ、本町の実情に即した自殺対策計画を策定しております。

【持続可能な開発目標SDGs】

「誰一人取り残さない」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。



第2章 本町における自殺の現状等

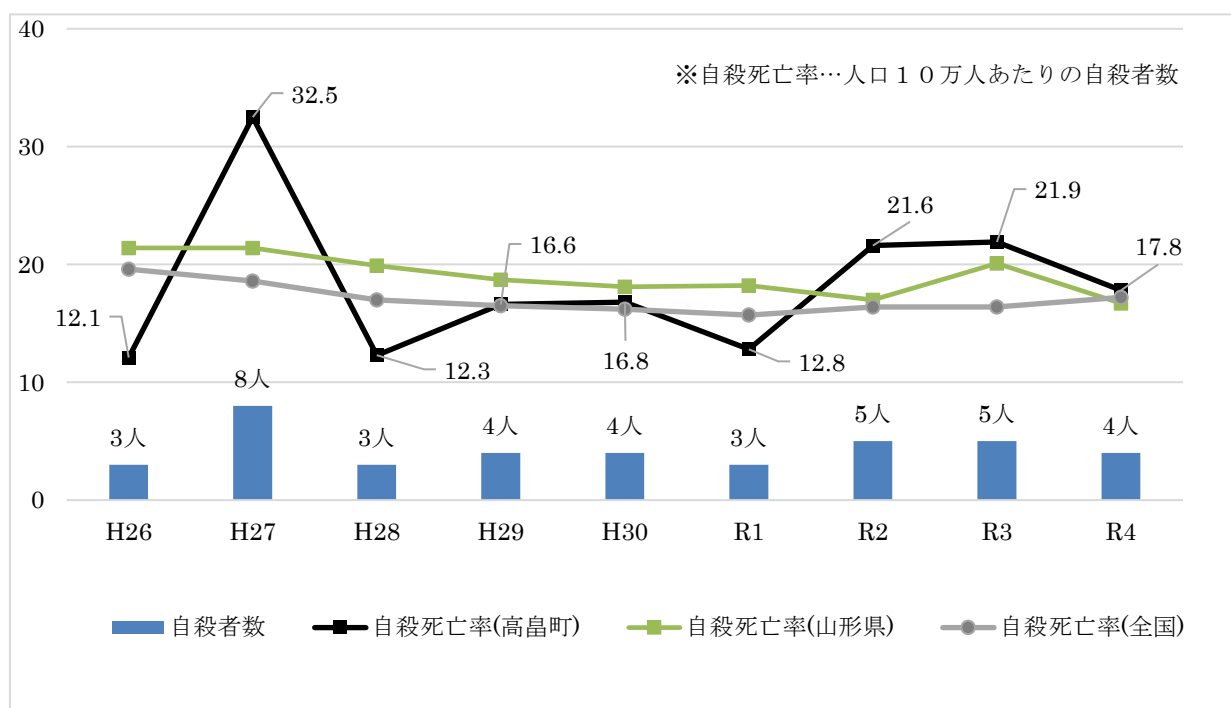
1. 高畠町の自殺の現状

(1) 自殺者数および自殺死亡率の推移

平成26年から令和4年までの本町の自殺者数は、概ね10人未満で推移しています。平成27年は8人と最も多いものの、翌年の平成28年には3人に減少し、年による増減がみられます。令和2年から令和4年の町の人口10万対の自殺死亡率は全国や山形県より高くなりました。

なお、本計画の数値目標は「令和元年から令和5年の自殺死亡率の平均を13.1以下」としていますが、令和元年から令和4年の本町自殺死亡率の平均は18.5であり、現時点では目標を達成していない状況にあります。

図表1 自殺者数および自殺死亡率の推移【警察庁「自殺統計」】



図表2 自殺死亡率の推移【警察庁「自殺統計」】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高畠町	12.1	32.5	12.3	16.6	16.8	12.8	21.6	21.9	17.8
山形県	21.4	21.4	19.9	18.7	18.1	18.2	17.0	20.1	16.7
全 国	19.6	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3

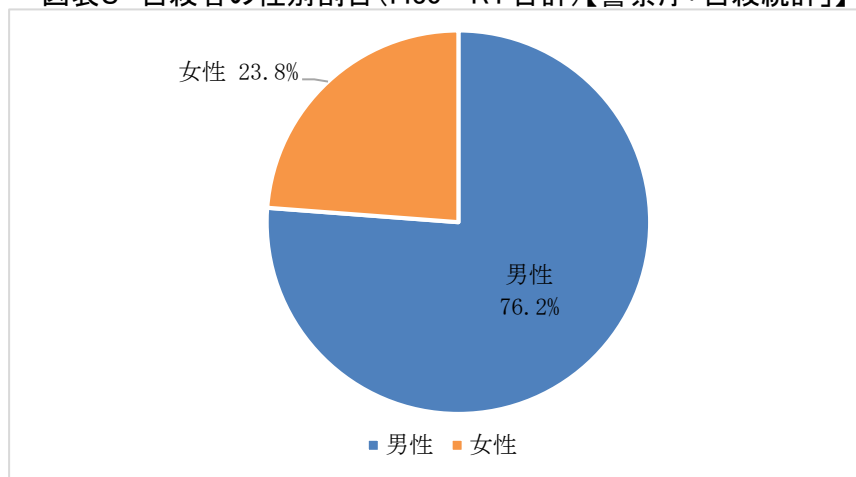
出典：地域自殺実態プロフィール

(2)男女別・年齢別自殺者数の状況

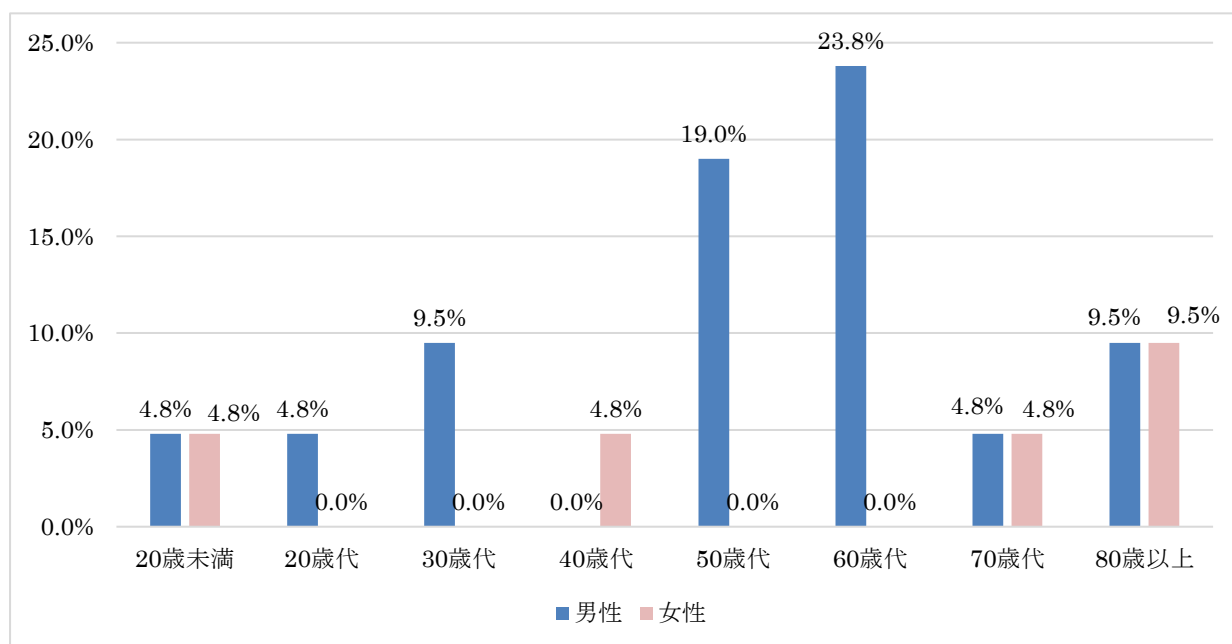
本町における自殺者数の性別割合は男性が約8割を占めています。男性が高い割合になっているのは、全国、県でも同様に見られる傾向です。

年代別でみると、男性は50歳代及び60歳代の割合が高く、女性は20歳未満、70歳代、80歳以上が4.8%となっています。

図表3 自殺者の性別割合(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】



図表4 自殺者の性別・年代別割合(H30～R4 平均)【警察庁「自殺統計」】

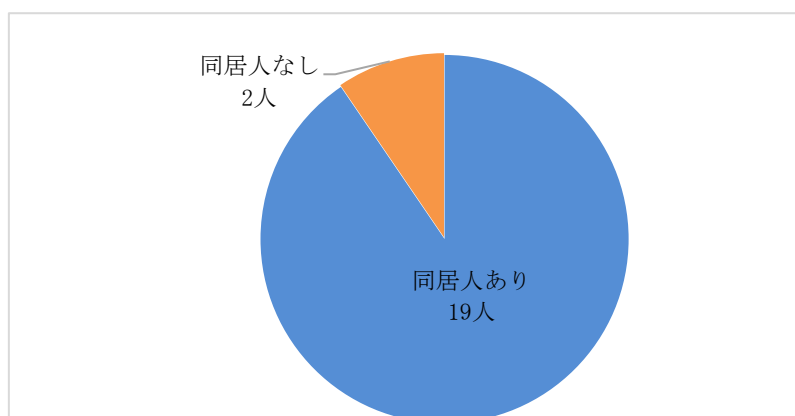


出典：地域自殺実態プロファイル

(3)同居人の有無

本町における自殺者数について、同居人の有無をみると、ほとんどが同居人ありとなっています。

図表5 同居人の有無集計(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】

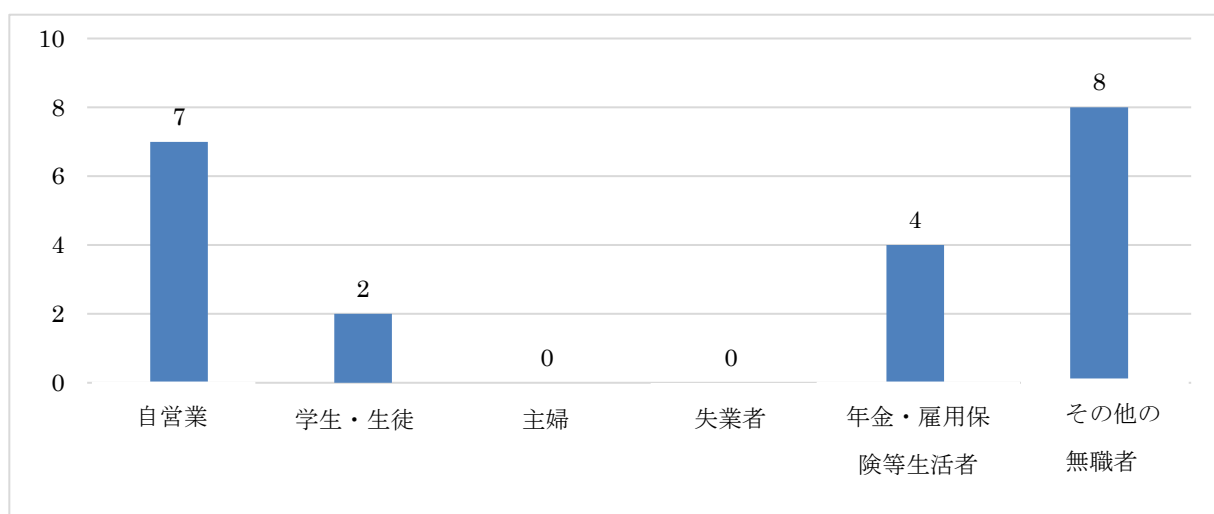


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4)自殺者の職業の有無

本町における自殺者数の職業の有無をみると、有職者は7人、無職者は14人となっており、無職者の方が多くなっています。

図表6 職業別集計(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】

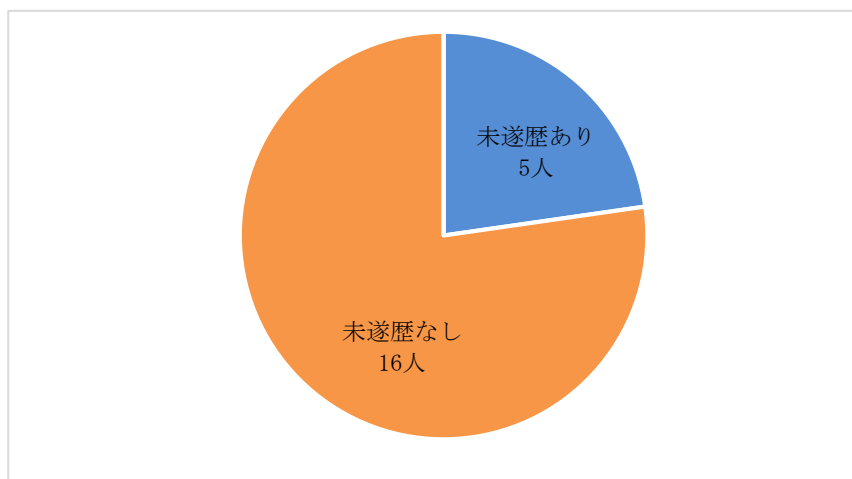


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5)自殺未遂歴の有無

本町における自殺者数について、自殺未遂歴の有無をみると、未遂歴のある人は5人、未遂歴のない人は16人となっています。

図表7 自殺未遂歴の有無集計(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】



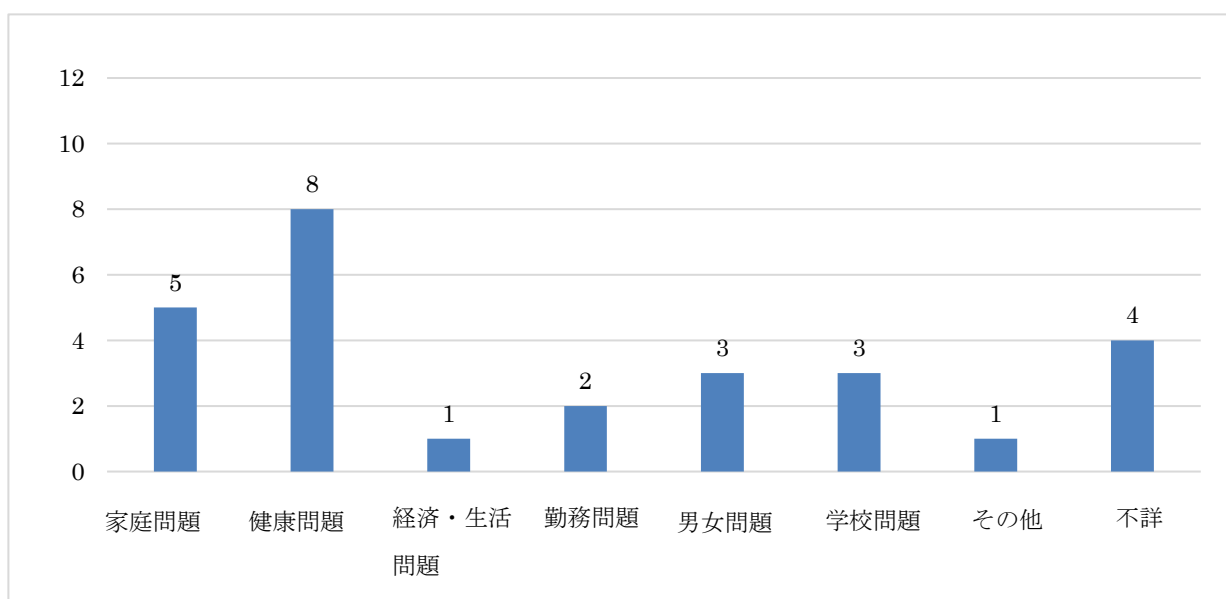
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6)自殺の原因・動機

原因・動機に係る集計は、遺言書などの自殺を裏付ける資料によって明らかにできる原因・動機を3つまで計上しました。

本町における自殺者数は、健康問題の項目が最も多く、次いで家庭問題が多くなっています。表中に「不詳」との記載があることから自殺は複数の要因が絡み合っていると捉えることができます。

図表8 原因・動機別集計(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】 ※複数回答



(7)高島町の主な自殺の特徴

下記の表は、本町の平成30年から令和4年の自殺者を、性別・年齢・職業・同居人の有無によって比較した結果です。

もっとも多い区分は「男性60歳以上無職同居」、次いで「女性60歳以上無職同居」、「男性20～39歳有職同居」、「男性60歳以上有職同居」、「男性40～49歳有職同居」と続きます。

図表9 主な自殺の特徴(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 ※1 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※2
1位:男性60歳以上無職同居	5人	23.8%	56.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→うつ状態→自殺
2位:女性60歳以上無職同居	3人	14.3%	17.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性20～39歳有職同居	2人	9.5%	24.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上有職同居	2人	9.5%	21.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:男性40～49歳有職同居	2人	9.5%	16.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み→仕事の失敗→うつ状態→自殺

・順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

・※1 自殺死亡率の母数(人口)は令和2年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しています。

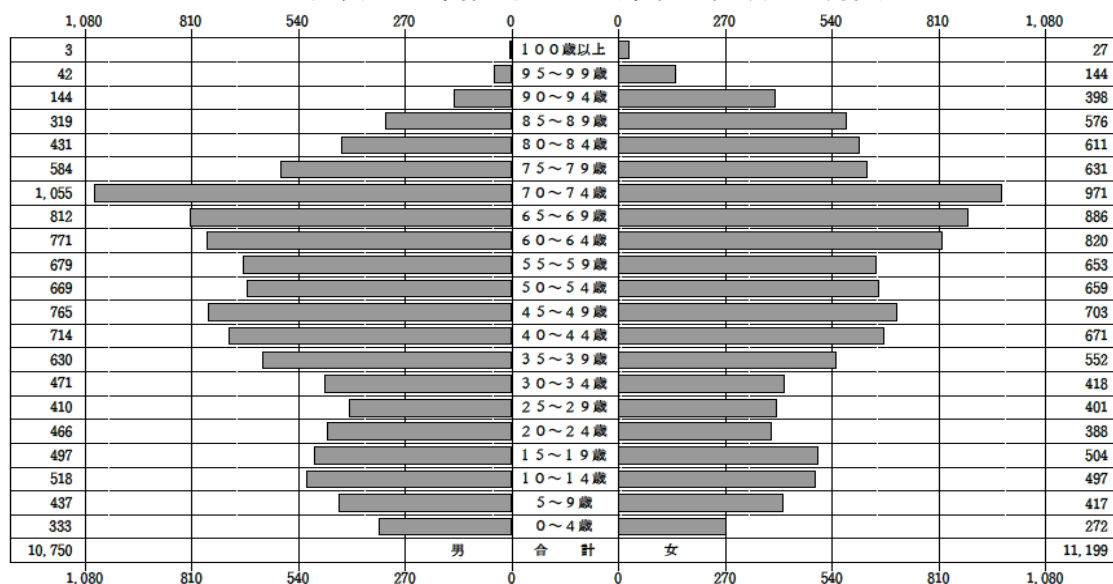
・※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしたもので、危機経路を例示したものです。

2. 関連するその他の統計

(1)町の人口

本町の総人口は21,949人で、男性が10,750人、女性が11,199人。そのうち65歳以上の高齢者は7,634人で、高齢化率は34.8%となっています。

図表10 高島町の人口(令和5年4月1日現在)

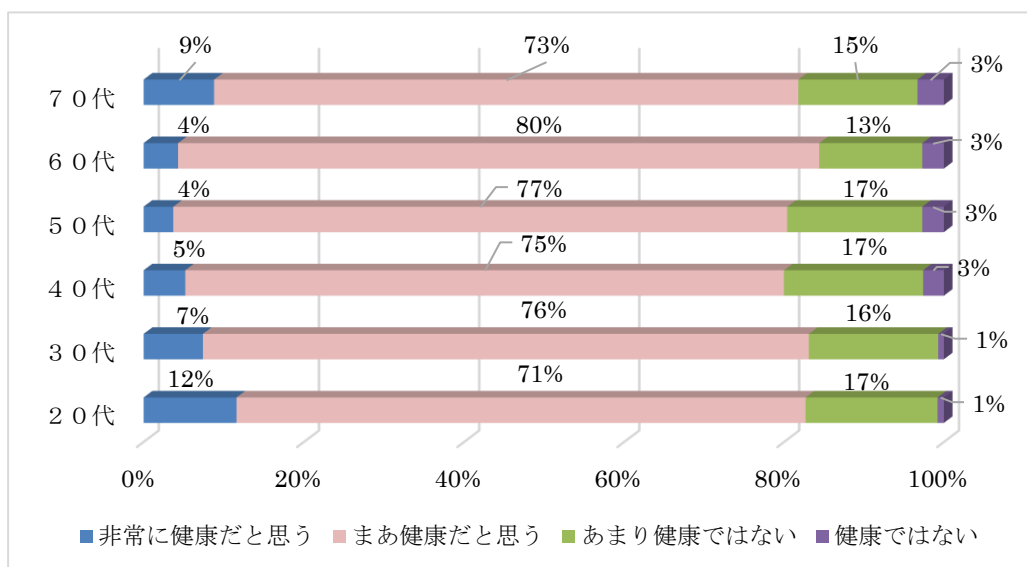


出典：住民基本台帳人口

(2)健康意識調査

「げんき高島（第2次）中間評価版」（令和3年3月策定）の町民アンケートでは「ふだん健康だと思いますか。」という問いに、「非常に健康だと思う」「まあ健康だと思う」と回答した方は、全ての年代で8割以上となっています。

図表11 健康意識調査



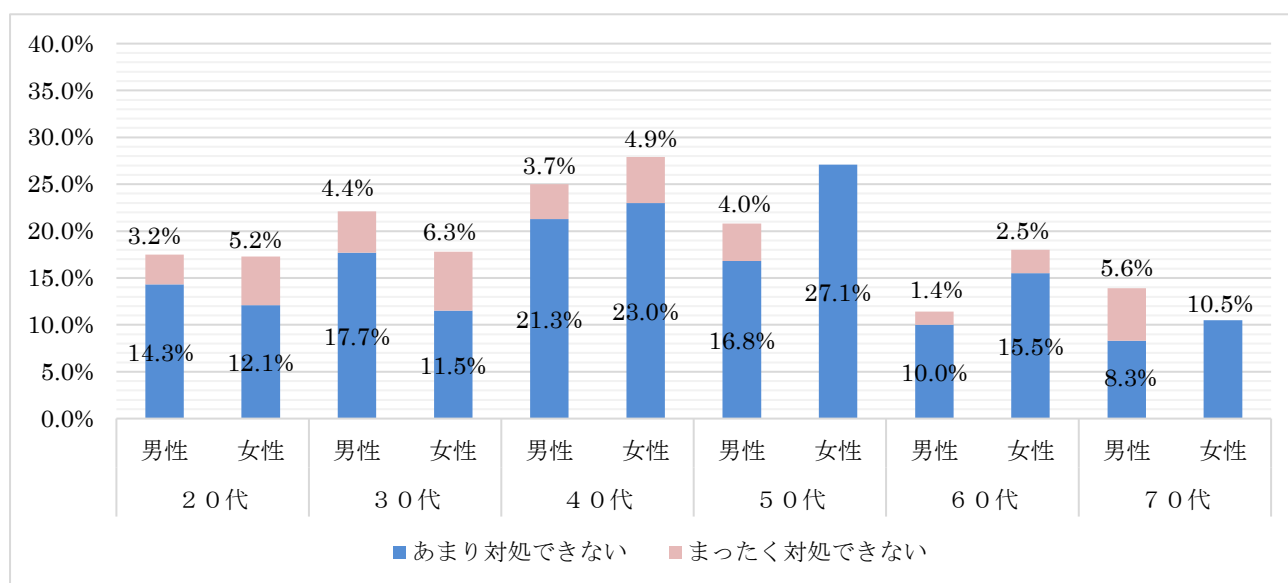
出典：『げんき高島 21（中間評価版）』アンケート

(3)こころの健康・休養

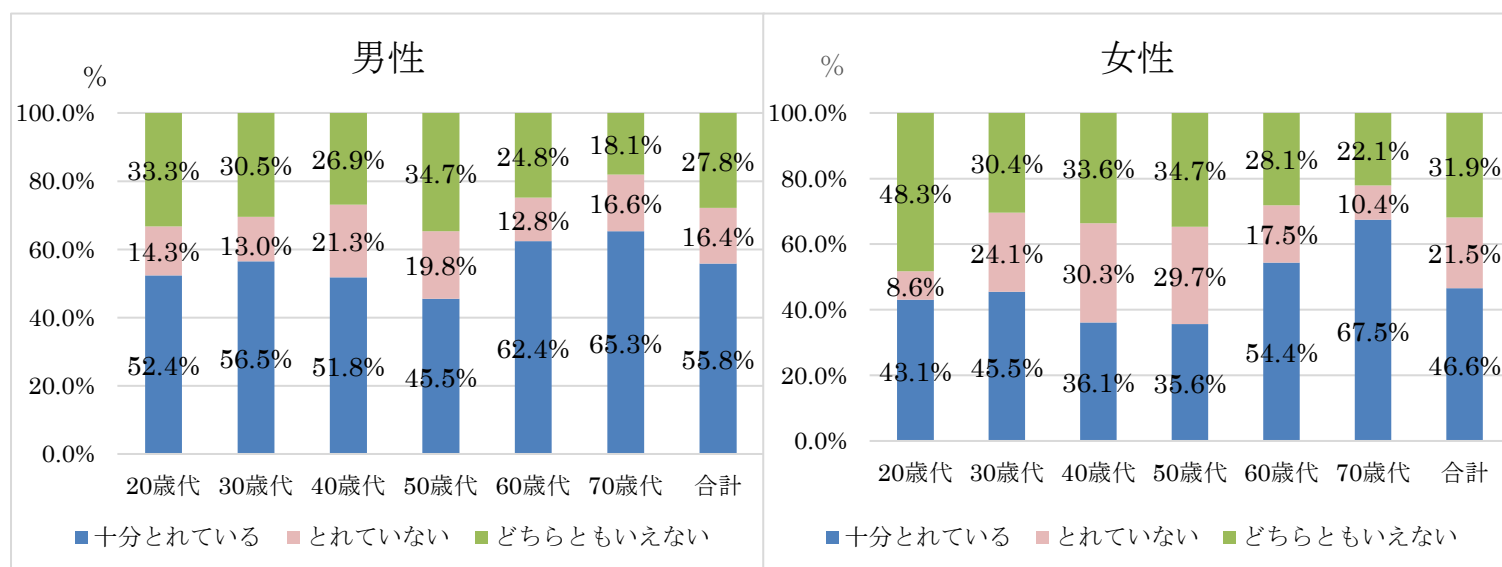
「げんき高島 21（第2次）中間評価版」（令和3年3月策定）の町民アンケートでは「不満、悩み、苦労、ストレスに対して対処できていると思いますか。」という問いに、「あまり対処できていない」「まったく対処できていない」と回答した方は、40歳代・50歳代の女性で高く、25%を上回っています。

また、睡眠が十分にとれていない人のうち、男性は50歳代、女性は40歳代・50歳代が多くなっています。

図表12 不満、悩み、苦労、ストレスに対処できているか



図表13 睡眠の状況



出典：『げんき高島 21（中間評価版）』アンケート

(4)勤務・経営関連

図表14 職業別の自殺の内訳(H30～R4 合計)【警察庁「自殺統計」】

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	2 人	28.6%	17.5%
被雇用者・勤め人	5 人	71.4%	82.5%
合 計	7 人	100.0%	100.0%

高島町に住んでいる就業者の46.8%が本町以外で働いています。また、高島町内で働いている人の34.5%が本町以外に住んでいます。

図表15 地域の就業者の常住地・従業地(令和2年国勢調査)

		従 業 地		
		高島町内	高島町外	不明・不詳
常住地	高島町内	6,387 人	5,667 人	54 人
	高島町外	3,374 人	—	—

高島町内事業所の多くが労働者数50人未満の小規模事業所であり、また、町内従業者の6割以上が労働者数50人未満の小規模事業場で就業していることから、メンタルヘルス対策は地域産業保健センターや地域の関係機関との連携による推進が必要です。

図表16 地域の事業所規模別事業所／従業者割合(H28 経済センサス-基礎調査)

	総数	1～4 人	5～9 人	10～19 人	20～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人 以上	出向・派遣従 業者のみ
事業所数 (事業所)	1,061	703	176	100	29	22	20	7	4
従業者数 (人)	8,738	1,405	1,153	1,320	695	861	1,369	1,935	0

図表17 地域の事業所規模別事業所／従業者割合(H28 経済センサス-基礎調査)

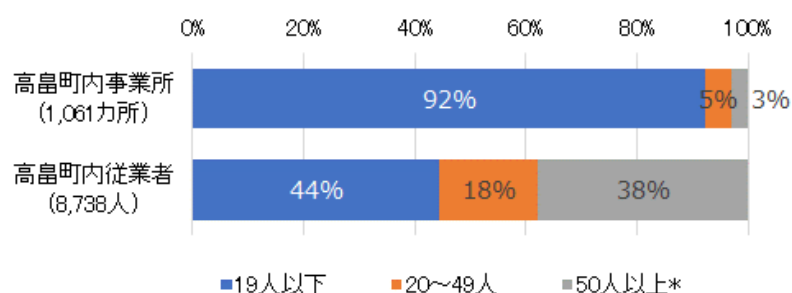
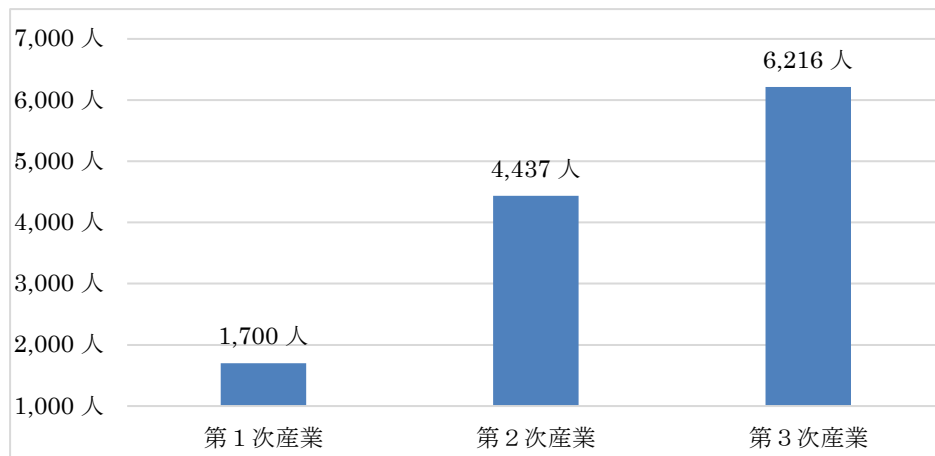


図18 産業別就業者数(R2 国勢調査)



第1次産業 …農業、林業

第2次産業 …製造業、建設業、鉱業

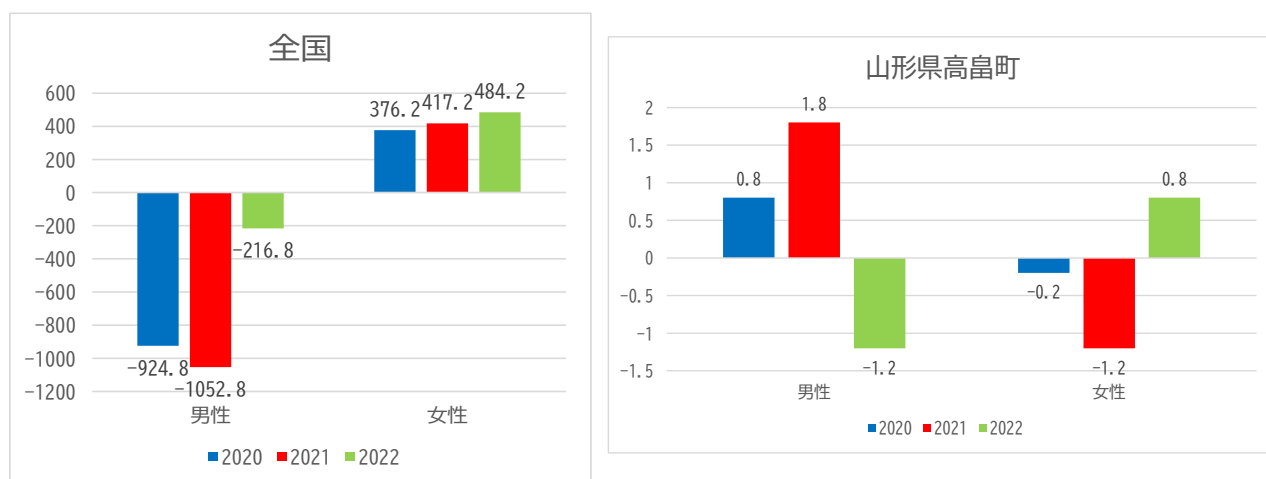
第3次産業 …卸・小売業、サービス業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、運輸業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、複合サービス事業、学習支援業、情報通信業、不動産業

3. 新型コロナウイルス感染拡大の影響(全国・本町)

・新型コロナウイルス感染拡大の影響(全国・本町)

「地域自殺実態プロファイル2023」を基に、令和2年、令和3年及び令和4年における男女別の死亡率について、感染拡大前の5年間（H27～R1）の平均自殺死亡率からの増減率を見ると、全国では男性が減少し、女性が増加している一方で、町では男性が令和2年、令和3年ともに増加し、女性が増加しているなど全国とは異なる傾向にあります。令和4年は、過去2年の傾向から一転し、男性で減少、女性で増加となりました。

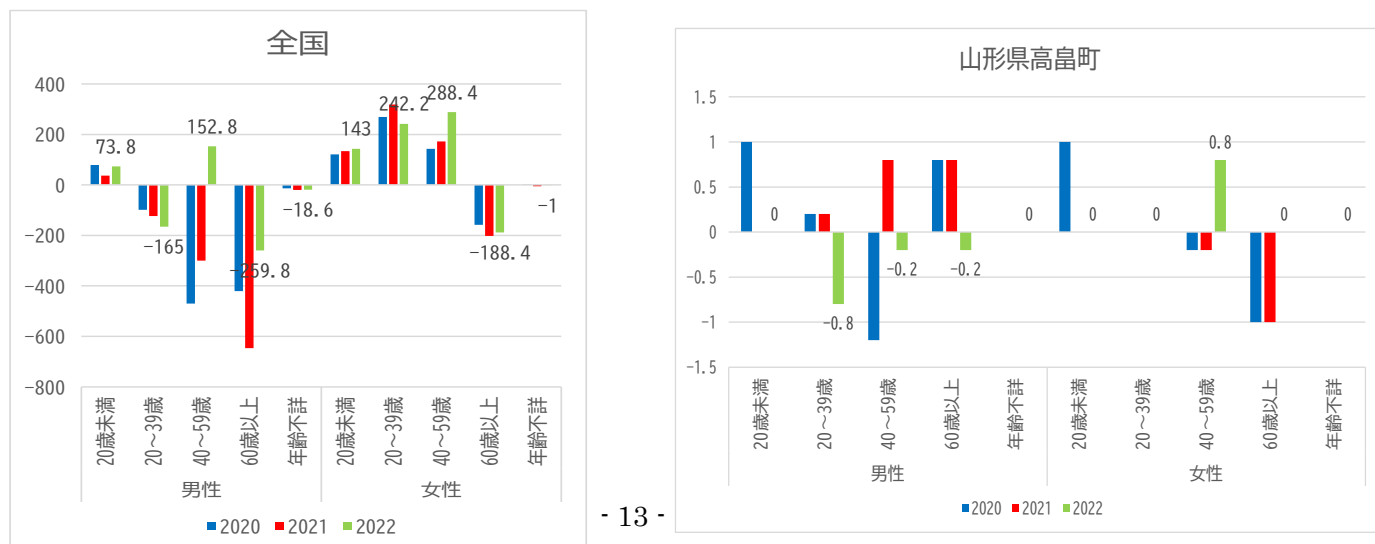
図表19 令和2年、令和3年、令和4年における男女別にみた感染拡大前の5年間の平均自殺死亡者数との増減比較



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」

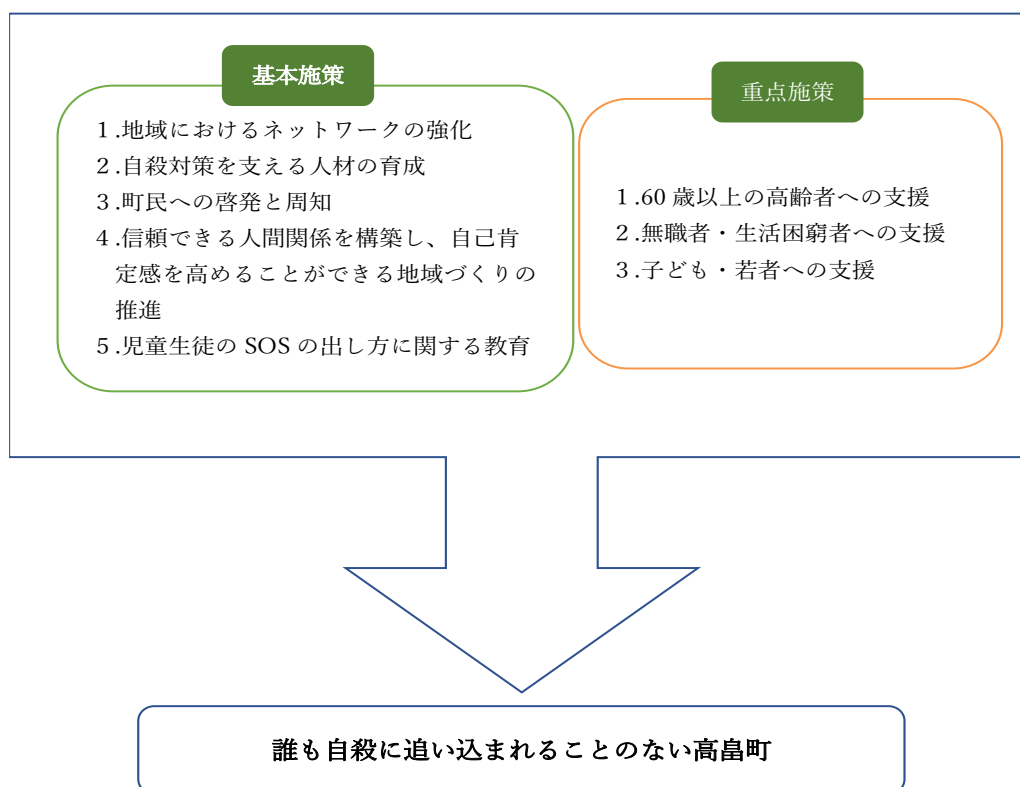
上記について、年齢階級別の自殺者数について過去5年間と比較すると、全国では男性の自殺が減少傾向にある一方で、女性の自殺者数は増えています。高島町は、増減が年代ごとにばらつきがあるものの、男性の自殺者数は増加、女性も20歳未満や40歳～59歳で増加となりました。

図表20 令和2年、令和3年及び令和4年における、男女別及び年齢階級別に見た感染拡大前5年平均の自殺死亡率と増減比較(全国、本町)



第3章 第1期計画の取組みの評価と課題

令和元年度を始期とする第1期計画においては、「いのち支える高島町 誰も自殺に追い込まれることのない町をめざして」を基本理念に、次の5つの「基本施策」と3つの「重点施策」を掲げて、関係機関、企業、民間団体、地域社会と連携を図りながら本町の特性に応じた自殺対策を推進してきました。



1. 基本施策の取組みの評価と課題

施策 主な推進機関	これまでの取組みの評価	課題
地域におけるネットワークの強化 福祉こども課 健康長寿課 社会福祉協議会	- 高島町いのち支える自殺対策推進本部や推進協議会の開催は、地域課題や特性、解決策について明らかにする機会となった。 - 新型コロナウイルス感染症対策により、計画通りの事業実施が難しい期間もあったなか、民生委員・児童委員や生活困窮者支援、障がい者支援部署との連携を進めネットワーク構築は図られている。	- 具体的な対策を講じるためには、関係する機関の連携に必要な情報共有の仕組みが必要。 - 仕組みづくりをさらに推進してネットワーク体制の強化を図っていく。

	・虐待の未然防止と人権侵害などを早期発見・対応を図る会議を開催し、自殺のリスクの低減に努めた。	
自殺対策を支える人材の育成 福祉こども課 総務課	・身近な人の不調の気づき役や、つなぎ役を担うことができるよう、ゲートキーパー養成講座や情報提供を地域で実施し、支援者の輪が広がった（実施対象：民生委員・児童委員、農協女性部、商工会会員、福祉サービス支援者、町職員）	・SNSを活用し、多様な形で研修できる体制やその支援への取組みが必要。 ・自殺対策を支える人材育成に力を入れて、支援の輪を一層広げていく取組が必要。
町民への啓発と周知 福祉こども課 企画財政課 健康長寿課 社会教育課	・各地区公民館の文化祭や町広報の活用により、町民への自殺予防とメンタルヘルス啓発活動に取り組んだ。 ・年齢を問わず利用する図書館でメンタルヘルス関連図書の案内を実施し、若年層への啓発機会となった。 ・男性へのメンタルヘルスの啓発活動として講演会を開催した。	・男性や若年層への一層のアプローチ策として、多様な形で研修できる体制や啓発方法の工夫が必要（SNSの活用など。）。 ・自殺対策はマイナスのイメージが強く、相談窓口を知っても実際に利用に繋がらない若年層が多い。より親しみやすい、わかりやすい形での啓発方法の工夫が必要。
生きることの促進要因への支援 健康長寿課 福祉こども課 社会福祉協議会 社会教育課 高島町スポーツ協会	・過労や生活困窮、育児・介護疲れなどについて適切な支援の提供に努め、「生きることの阻害要因」の低減を図った。 ・人と人との繋がりが、支え合う仕組みづくりの推進により、地域にこどもや若者、高齢者の居場所が増え、属性を問わず集える場が増えてきている。 ・ひとり親家庭やその子どもへの支援の強化が図られ、子どもの貧困対策も充実してきている。	・子どもや若者は相談する術を知らず、一人で抱え込む傾向がある。相談体制の整備、教育機関と他機関との連携、SOS 教育の仕組みづくりを推進する必要がある。 ・地域に居場所が増え、子育て世帯やひとり親をサポートする支援体制も充実してきている。これらが継続できるよう、応援の体制構築が必要。 ・大切な人を自死で亡くした人を支援するために、県の相談窓口等の周知活動を行っていく。

児童生徒の SOSの出し方 に関する教育 教育総務課 福祉こども課 社会教育課	・「SOSの出し方に関する研修会」を対面や資料配布形式で中高生及び教職員に実施。児童生徒が自身の悩みをどのように外に向けて発信していくか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ機会となった。 ・保護者への子育て講演会を開催して、思春期における保護者の見守り方の周知と啓発を行った。	・子ども達がより早い時期から、直面する課題に対処する力やライフスキルを身に着けることをサポートするため「SOSの出し方に関する研修会」を広い対象に開催していく。
--	--	--

2. 重点施策の取組みの評価と課題

施策 主な推進機関	これまでの取組みの評価	課題
無職者・生活困窮者への支援 福祉こども課 税務課 上下水道課 建設課 社会福祉協議会	・経済的な問題で困っている方、長く失業している方、ひきこもりやニート等で悩んでいる方等に対して各種相談窓口※の設置や随時の納付相談等を通じて、本人の状況に応じた具体的支援に繋いでいる。 ※生活保護相談、納付相談、生活困窮者自立支援事業、生活福祉貸付相談、無料法律相談等	・生活困窮等の背景には、多様な問題が複合的に関わることが多く、制度の狭間の困りごとも多い。社会からの孤立防止も含め、包括的で重層的な相談支援体制で対応していくことが必要。
「勤務・経営」者への支援 福祉こども課 商工観光課 健康長寿課 総務課 教育総務課 企画財政課	・企業等への普及啓発活動は、コロナ禍のなか難しさがあったが、商工会や農協職員を対象とした啓発活動等を行ってきた。 ・長時間労働が問題となる教職員や町職員にむけたストレスチェック事業は毎年実施している。	・社会を支えている勤務者・経営者に対して、心理的・社会的なストレスとどのように向き合っていくか、研修などを通じた普及啓発が必要。

若者への支援 福祉こども課 社会教育課 商工観光課	・若者が頼れる仲間や大人、専門機関などに相談できるようにリーフレットなどの資料を配布し、啓発活動に努めてきた。 ・ひきこもり等の課題を有する若者を地域で支援する資源となる「若者の居場所」はこの5年間で町内に4か所新設されるなど、地域の支えあい体制づくりが進んでいる。	・ひきこもりの実態調査をこれまで2回行ってきたが、調査で明らかになった詳細に関して、今後も必要な対策を講じていく必要がある。 ・相談や就労支援の充実、地域の支えあい体制づくりから、若者が自分らしく生きることができる地域づくりの推進が必要。
--	--	--

3. 自殺対策推進協議会構成員からの意見

項目	これまでの取組みの評価	課題
町の自殺の現状と課題について	・年ごとにばらつきはあるが、全体として概ね自殺者数は平均程度で推移。取組みを継続すべき。 ・壮年期男性や高齢者の自殺の多さへの対策は強化が必要。 ・全国的に女性の自殺が増えていることが気になる。離婚率が高くなってシングルマザーも増えており、ひとり親支援や女性相談窓口、子どもへの対策のさらなる推進を求める。	・壮年期や男性の自殺対策としてメンタルヘルスを重要課題とし、地域だけでない取組みの推進を。 ・企業の健康経営などの取り組みも対策推進の参考にしてはどうか。 ・高齢者の自殺対策として、地域を中心とする見守り（声掛け）の推進の継続充実と老々介護や介護疲れによる共倒れ防止へのケアが必要。 ・地域が運営する居場所づくりの取組みが継続していくしくみづくり。
啓発活動相談体制	・啓発活動は、季節の変わり目に自殺が多い実情に合わせた実施が有効ではないか。 ・自殺者には家族同居が多い。家族が相談しやすい体制になっているか。 ・相談窓口と居場所のPR方法に工夫が必要。	・自殺の実態やコロナ禍後の生活状況の変化、潜在する課題に沿った普及啓発について計画的、継続的に実施することが必要。 ・家族が相談しやすい体制づくりと相談窓口情報をわかりやすく発信していく必要がある。 ・SNSを活用し、若者に届く情報発信も必要。

自殺対策事業の 推進 若者への支援	・ 遺された家族や自殺未遂経験者はリスクが高く、配慮が必要。 ・ ゲートキーパー養成講座をより多く実施できるよう、他課との事業併設などを工夫してはどうか。 ・ 性的マイノリティの差別解消の視点も取り入れてほしい。	・ 自死の遺族や自殺未遂経験者への継続した切れ目のない支援も推進していくべき。 ・ 自営業者に寄り添った支援と休みを取得しやすい環境推進が必要。 ・ 町内企業・団体との連携による壮年期自殺対策の推進。 ・ 介護講習会、認知症サポーター養成講座との併設による高齢者自殺対策の推進。
-------------------------------------	--	--

4. 自殺対策における評価指標の進捗状況

自殺対策における取組		No	事業名	現状値	評価指標	進捗状況・取組み内容				
基本施策	重点施策					R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(1)地域におけるネットワークの強化		1	・高島町のちええる自殺対策推進本部会議 ・高島町自殺対策推進協議会	—	年1回	年1回以上				
(2)自殺対策を支える人材の育成	(1)無職者・生活困窮者への支援	2	ゲートキーパー養成講座	1回	年1回以上	民生・児童委員対象に実施	福祉サービス支援者を対象に実施	商工会会員を対象に実施	農協女性部に実施	一般町民等対象に実施
		3	町職員のゲートキーパー養成講座	—	5年後90%以上	全職員の63%に実施	全職員の73.3%に実施	新型コロナウイルス感染拡大のため中止	新型コロナウイルス感染拡大のため中止	新規採用職員と未受講者に実施
(3)町民への啓発と周知	(2)「勤務・経営」者への支援	4	こころの健康づくり講演会	1回	年1回以上	男性のメンタルヘルス講演会を実施	資料の掲示と設置	資料の掲示と設置	資料の掲示と設置	資料の掲示と設置
		5	リーフレット・啓発グッズの配布	1回	年1回以上	毎年場所を選定し配布	資料の掲示と設置	資料の掲示と設置	資料の掲示と設置	資料の掲示と設置
		6	広報媒体を活用した啓発活動	年2回	年2回	9月・3月	9月・3月広報掲載	9月・3月広報掲載	9月・3月広報掲載	9月・3月広報掲載
(4)生きることの促進要因への支援	(3)若者への支援	7	地域の居場所づくり	5か所	5年後6か所	関係機関との協議	8か所	14か所	15か所	15か所
		8	生活困窮者支援事業	「変化が見られた」件数の割合 H27～H29 の平均 83%	現状維持	100%	77.8%	75%	83.3%	100% (R6.2月末現在)
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育		9	SOSの出し方に関する研修	—	年1回	教職員向け研修を実施	中学生にリーフレット配布	高校生に資料配布	高校2年生に実施	高校2年生に実施

第4章 本町の自殺の現状・課題を踏まえた今後の取組みの方向性

1. 「地域自殺実態プロファイル※」で示される本町の「推奨される重点パッケージ」

高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
-----	-------	--------	-------

※地域自殺対策プロファイル：厚生労働省所管の専門機関である「いのち支える自殺対策推進センター」が、警察庁自殺統計データ等を分析した自治体の自殺の分析結果

2. 今後の取組みに向けた課題と方向性の整理

(1) 第1期計画での取組みを踏まえた課題

第3章で示した第1期計画の取組みの評価と課題及び高島町自殺対策推進協議会構成員からの意見等を踏まえると、以下のような項目が今後の課題としてあげられます。

- 1) 対策に携わる医療、保健、福祉等各職種間の連携や、悩んでいる方の支援のための情報共有の体制強化
- 2) 相談窓口情報(相談方法や対象等)の周知啓発の強化
- 3) 自殺対策推進事業(ゲートキーパー養成、SOSの出し方等)の効果的実施のための教育機関をはじめとした多機関協働の推進
- 4) 職場でのメンタルヘルス対策の強化
- 5) 特にコロナ禍の影響を受けた子ども・若者、高齢者に対する支援

(2) 政府の大綱と本町の自殺の実態を踏まえた「重点的に取り組む対象」

本章までに整理した、本町の自殺の実態や特徴、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、当面の間、重点的に対策に取り組むべき対象を以下のとおりとします。また、第5章で定める「自殺対策における取組み」については、当章の整理を踏まえて取りまとめます。

1) 「高齢者」

本町自殺者数の約半数を占める60歳以上の男女(健康・家庭・経済問題等)

2) 「生活困窮者」

無職者、失業者、ひきこもり等への対応(経済・家庭問題等)

3) 「働き盛り世代」

本町自殺者のうち約3割が20歳代から60歳代の有職者(勤務・経済・家庭問題等)

4) 「子ども・若者・女性」

コロナ禍で自殺者数が増加傾向(学校・家庭・経済問題等)

第5章 自殺対策における取組み

1. 基本的な考え方

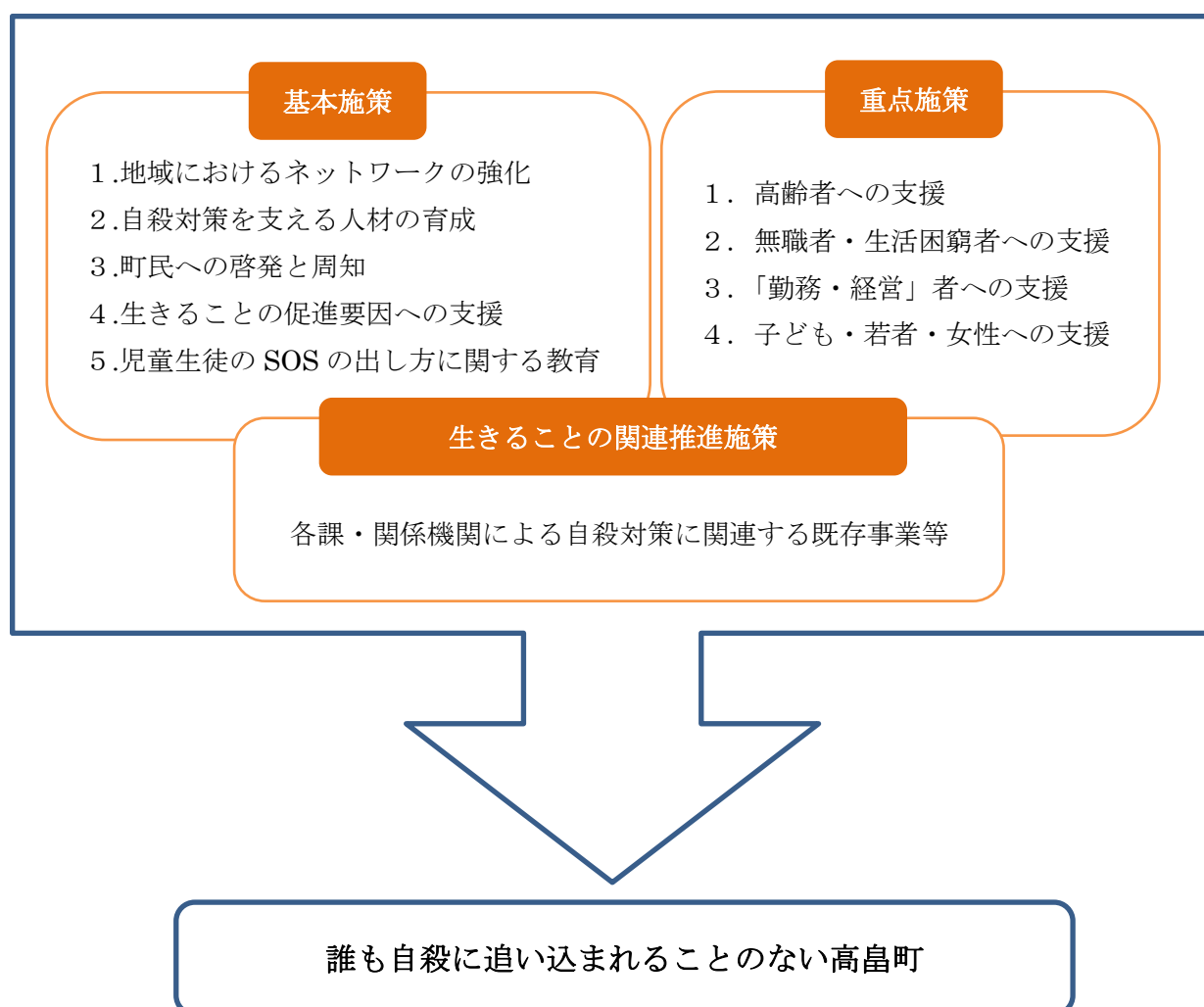
基本理念

いのち支える高畠町

誰も自殺に追い込まれることのない町をめざして

高畠町では第1期計画の基本理念「いのち支える高畠町 誰も自殺に追い込まれることのない町をめざして」を継続します。

基本施策の項目は、「地域自殺対策政策パッケージ」に準拠し、以下の5項目を継続します。また、重点施策は、第4章で定めた「重点的に取り組む対象」と本町の特性を勘案して以下の4項目とし、町、関係機関・団体と連携を図りながら推進していきます。



2. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するためには、行政機関や関係機関、団体など地域における多様な支え手が連携し、包括的な支援を行っていく必要があります。

高島町のいち支える自殺対策推進本部や高島町自殺対策推進協議会の開催等により、情報共有・提供や具体的な取組みでの連携を推進するとともに、医療・教育・労働・福祉等の関係機関や民間支援団体などでの「顔が見える関係」の一層の構築を促します。また、複合的な相談が増加する中、一機関での対応・支援が困難な案件等を適切に他の機関につなぐ必要性も指摘されていることから、包括的・重層的な支援体制整備を進めます。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	実施
【高島町のいち支える自殺対策推進本部】 役場内において、町長をトップとした庁内各分野担当所属長で構成される庁内組織であり、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	福祉課、全課	継続 変更 新規
【高島町自殺対策推進協議会】 福祉・医療・保健・生活・教育・労働等のネットワークを構築し、連携して自殺対策を推進します。	福祉課	継続 変更 新規
【高島町重層的支援体制整備事業】 重層的支援体制の整備を推進し、属性や世代を問わずに包括的に相談を受けとめる体制づくり及び世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりの整備を推進していきます。	福祉課、町民課、税務課、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課	継続 変更 新規
【助け合い・支え合いの地域づくり会議】 各地区公民館と協働した事業の展開と定期的な「助け合い・支え合いの地域づくり会議」により、柔軟な地域課題解決の場づくりを進めます。	企画課、福祉課、社会教育課、社会福祉協議会	継続 変更 新規
【民生委員児童委員協議会との連携】 地域住民とのつながりが強い民生委員・児童委員が、困難を抱える人に気づき、適切な支援につなぐことができるよう、会議や研修の場において自殺対策について一緒に考え、情報共有と連携強化を図ります。	福祉課	継続 変更 新規
【生活保護事業・生活困窮者自立支援事業との連携】 生活困窮者等の相談支援、就労支援のほか、自殺リスクを抱えた対象者への支援を連携して行います。	福祉課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【自立支援協議会との連携】 障がい者や家族等が地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい者の抱える様々な問題について、関係機関で協議を行います。	福祉課	継続 変更 新規

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺は様々な要因が複雑に関係するため、地域における幅広い分野・窓口等で、普段から自殺予防の視点を持ち、自殺の危険を示すサインに気づいて適切な支援につなげることが大切です。このため、相談等に対応する職員等の資質向上に加え、身近で悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーの養成が重要となります。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	新規
【町民を対象とした研修】 身近な人の不調の気づきやつなぎ役を担える町民が増えるよう、関係機関と連携してゲートキーパー養成講座をより多く実施していきます。	福祉課 関係機関	継続 変更 新規
【町職員を対象とした研修】 庁内の窓口業務や相談業務等の際に、危険を示すサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取組意識を高めるため、全職員を対象とした研修会を開催します。	福祉課 総務課	継続 変更 新規
【関係団体向け研修】 地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員、老人福祉相談員、障がい者相談員をはじめ、福祉施設・福祉事業所職員、理美容組合会員、食生活改善推進員、ボランティア団体等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。	福祉課 関係機関	継続 変更 新規

(3) 町民等への啓発と周知

自殺は様々な原因が絡み合って起こるもので、誰にでも起こり得ることです。しかしながら自殺に追い込まれた人の心情や背景は理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、命や暮らしの危機に陥らないための情報提供や、苦しいときや困ったときには誰かに援助を求めることについて、様々な機会を通して広く啓発していくことが重要です。

また、情報発信については、ターゲットに合う方法を検討・実施していきます。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	新規
【悩みを抱える人を支えるしくみづくりの推進】 誰もが気軽に心の悩みを相談できる体制の充実と多様な機関が連携して、その人の特性や状況に合わせた支援のしくみづくりに取り組みます。	福祉課、町民課 健康子育て課 教育総務課 社会教育課	継続 変更 新規
【リーフレット・啓発グッズの配布】 公共機関等において相談窓口チラシやリーフレット等の配布を行い、自殺予防とメンタルヘルスの啓発を行います。	福祉課 社会教育課	継続 変更 新規
【広報媒体を活用した啓発活動】 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、理解促進を図ります。特に、若者世代にはSNSを活用して情報発信するなど工夫していきます。 また、こころの健康ダイヤルや、心の健康相談ダイヤル（山形県精神保健福祉センター）等の電話相談についての周知を行います。	福祉課 企画課	継続 変更 新規
【こころの健康づくり講演会】 町民や勤務・経営者にメンタルヘルスに関する知識の普及啓発を行い、町民や働き盛りの健康の保持増進を図るため、こころの健康づくり講演会を開催します。	福祉課 商工観光課 農林振興課	継続 変更 新規

（４）生きることの促進要因への支援



自殺対策は、過労や生活困窮、育児や介護疲れなどの「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、自己肯定感や信頼できる人間関係など「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	新規
【困りごとを丸ごと受け止めみんなで助け合う体制づくりの推進】 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、障がい、虐待等）に対して、何でも受け止め、関係機関とつながりあって継続的に支援するとともに、地域で支え合うしくみづくりを推進します。	福祉課、町民課 税務課、健康子育て課、建設課 上下水道課、教育総務課、社会教育課	継続 変更 新規
【要介護者や介護者への支援の充実】 認知症カフェや家族介護者交流会などを通じ、介護者や支援者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりすることで、相互の支え合いの推進を図ります。	福祉課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【障がい児・者やその家族への支援の充実】 障がい者やその家族が抱える問題を基幹相談支援センターを中核機関とし、総合的、専門的に対応していきます。	福祉課 基幹相談支援センター	継続 変更 新規
【遺された人への支援】 山形県精神保健福祉センターが主催する自死遺族等に対する個別相談やつどいなど自死遺族支援について周知を図ります。	福祉課	継続 変更 新規
【子育て支援の充実】 児童虐待防止の徹底を図るため、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期の様々な不安や悩みに対応し、児童虐待防止を図ります。	健康子育て課	継続 変更 新規
【地域ぐるみの子育ての推進】 地域での子どもの見守りや放課後子ども教室、PTA・育成会活動などを通じて、子どもを見守る活動の充実を図るとともに、地域ぐるみでの子育て環境づくりを支援します。	福祉課、町民課 教育総務課 社会教育課	継続 変更 新規
【多様性・機能性のある居場所づくり】 子どもや若者、障がいのある方、高齢者等、多様性・多機能性のある居場所づくりを推進します。	企画課、福祉課 町民課、商工観光課、教育総務課、社会教育課	継続 変更 新規
【生涯学習・生涯スポーツの充実】 地域の伝統文化を継承する取組みや、社会教育・生涯学習関係団体の育成・支援、軽スポーツ等の普及を図り、文化・芸術活動の推進や生涯学習・生涯スポーツの推進を図ります。	福祉課、町民課 教育総務課 社会教育課	継続 変更 新規

(5)児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、困難に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOS の出し方教育)を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

また、周囲の大人が子どもの変化に気づける体制づくりや SOS を受け止め、寄り添うことができるよう取り組みます。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	新規
【教職員向け研修】 教職員に向け、SOS の出し方に関する教育等の情報を提供し、SOS の出し方教育の必要性の理解促進と授業の推進に向けた基盤を整備します。	教育総務課 福祉課	継続 変更 新規
【出前授業の推進】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法や SOS の出し方を学ぶための教育を行います。	教育総務課 福祉課	継続 変更 新規
【保護者向け研修】 家庭教育において、保護者がこどもの心と身体の健康づくりについて学ぶ機会を提供します。	健康子育て課 教育総務課 社会教育課	継続 変更 新規
【児童・生徒の心の健康づくり体制の充実】 スクールソーシャルワークコーディネーターやスクールカウンセラー、幼小中連携コーディネーター、教育相談員、特別支援教育支援員等を配置して、児童生徒の悩みや心配ごとに係る相談に対応します。 また、児童福祉との連携により家庭支援の充実を図ります。	教育総務課 健康子育て課	継続 変更 新規
【青少年健全育成関係事業との連携】 青少年の抱える問題や生きることの包括的支援について情報共有を行い、地域の若年層への支援の連携を図ります。	福祉課 社会教育課	継続 変更 新規

3. 重点施策

(1) 高齢者への支援

本町の平成30年から令和4年の自殺者21人のうち、60歳以上は11人と約半数を占めています。特に、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすいと言われるなか、3年にわたる新型コロナウイルス感染拡大の影響等による健康問題等の深刻化への注視も必要です。高齢者の健康づくりや健康問題の改善のための長期的視点に立った施策を進めることと並行して、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開や、孤独・孤立を防ぐための見守り・交流の場や居場所づくり、介護負担の軽減を推進する必要があります。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	取組※
【高齢者の居場所づくり活動への支援】 自治公民館や地区公民館と連携強化を図り、多様性・多機能性のある居場所づくりを推進するとともに、住民主体の居場所づくりを支援します。	福祉課、社会教育課、企画課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【相談しやすい環境の整備】 高齢者が、気軽に心の悩みを相談できる体制の充実と多様な機関の連携により、特性や状況に合わせた支援のしくみづくりに取り組みます。	福祉課 町民課 社会教育課	継続 変更 新規
【民生委員・児童委員、老人福祉相談員による見守り活動等の支援】 地域における相談窓口である民生委員・児童委員や老人福祉相談員等に対して、相談を受ける側のスキルアップや適切な支援先へつなぐ知識の提供等により支援します。	福祉課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【見守り体制の充実】 見守り体制を担う民生委員・児童委員や、相談員等の活発な活動を支援し、事業者や団体の見守り活動への参加促進を図ります。また、支援が必要な人の見守りのしくみをつくります。	企画課 福祉課 社会教育課 町民課	継続 変更 新規
【孤立しない・させないためのしくみづくり】 見守り活動を行う団体や事業者との連絡体制の拡充、生活支援の充実など、家族やコミュニティとほとんど接触がない「社会的孤立者」が増えることのない仕組みづくりを強化していきます。	福祉課 健康子育て課 企画課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【介護者への支援の充実】 地域包括支援センターによる総合相談や、家族介護者の支援事業を通じて介護負担軽減を図ります。	福祉課	継続 変更 新規
【認知症サポーター養成講座の開催】 認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成していきます。	福祉課	継続 変更 新規

※計画への掲載が新規の事業であっても、町がこれまで充実を図ってきた取組については継続としています。



(2)無職者・生活困窮者への支援

本町では、平成30年から令和4年までの自殺者21人のうち、14人が無職者であり、3人に2人という状況です。その方々全て生活に困窮されているとは言えませんが、生活に困窮されている方は、負債や生活苦のほか、課題を複合的に抱えている可能性があるため、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援窓口につなぐことや、課題に対応した相談窓口等と連携した適切な支援等を行っていく必要があります。そして、これらの支援策に係る情報を必要とする人に届くよう発信方法を工夫していきます。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	取組
【それぞれの相談窓口の充実】 ふれあい総合相談窓口相談、生活困窮者自立支援事業相談等、既存の相談窓口の充実に努めます。また、民生委員・児童委員、老人福祉相談員、障害者相談員、教育相談員等は、相談者やその家族が抱える様々な問題を把握し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	福祉課 教育総務課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【納付相談】 税金や保険料、水道料金、町営住宅家賃、保育料等の納付相談等から把握した生活問題について、関係機関と連携した支援を行います。	税務課 上下水道課 建設課 健康子育て課	継続 変更 新規
【生活困窮者自立支援事業】 社会福祉協議会が行う相談支援、就労支援、生活支援等を支援します。	社会福祉協議会 福祉こども課	継続 変更 新規
【貸付の相談】 低所得者に対し、経済的な自立や生活意欲の助長促進を図るため資金の貸付を行います。 母子父子寡婦福祉資金貸付の対象者は、相談を受け、県につなぎます。	社会福祉協議会 健康子育て課	継続 変更 新規
【無料法律相談】 社会福祉協議会が、弁護士による無料法律相談を継続行います。	社会福祉協議会	継続 変更 新規

(3)「勤務・経営」者への支援

平成30年から令和4年までの本町の自殺者21人のうち、20歳代から60歳代にかけての有職者は7人であり3割を占めています。働き盛り世代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気等により心の健康を損ないやすいとされており、こうした人々が安心して生きられるようにするために、精神保健的な視点とともに、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

高島町内事業所の多くは労働者数50人未満の小規模事業所であり、また、町内従業員の6割以上が労働者数50人未満の小規模事業場で就業していることから、町におけるメンタルヘルス対策は地域の関係機関との連携による推進が必要です。

今後の自殺の危機経路に即した対策として、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに努めていきます。

また、自殺の原因となりうる様々なストレスの低減に向け、ワーク・ライフ・バランスや健康経営※の推進といった職場の環境改善の取組みと、ストレスへの適切な対応のためのメンタルヘルス対策を働きかけていきます。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	取組
【商工会や企業への普及啓発】 商工会やJA、金融機関、町内中小企業に向けてのメンタルヘルスの啓発や、ゲートキーパー養成研修の実施に努めます	福祉課 商工観光課	継続 変更 新規
【町活性化の取り組みの支援】 町が活性化し、元気になるための仕掛けやイベント等の取り組みについて、商店街や商工団体等の実施団体を応援します。	商工観光課 農林振興課	継続 変更 新規
【健診や保健指導・健診結果説明会の実施】 各種健康診断や保健指導・健診結果説明会を実施し、町民の健康づくりに努めます。	健康子育て課	継続 変更 新規
【ストレスチェック事業の実施】 支援者となる町職員や教職員に対し、メンタルヘルスについての研修やストレスチェックを実施し、支援者自身が健康を損ねることなく町民、児童・生徒への支援ができるよう努めます。	総務課 教育総務課	継続 変更 新規
【ワークライフバランスの推進】 企業等におけるワークライフバランスや健康経営の取組みの推進に努めます。	企画課	継続 変更 新規

※健康経営…従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること



(4)子ども・若者・女性への支援

全国では、コロナ禍前から児童生徒や学生等の自殺は増加傾向にあります。特に令和2年は中学生、高校生とも大きく増加しました。本町では、平成30年から令和4年までの自殺者21人のうち、30歳代までの若者が5人であり全体の約3割を占めます。令和2年、令和3年の自殺死亡率をコロナ禍前と比較すると、男性が増加、女性は20歳未満で増加しています。

若者が様々な困難やストレスに直面した際、一人で抱え込まず、仲間や頼れる大人、専門機関等に気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。また、コロナ禍の影響を大きく受けたとされる子ども・若者等には、ライフステージに応じた対策として、児童生徒の自殺予防に向けた心の教育や居場所づくり、若者や女性の特性に応じた支援を充実します。

【主な取組・担当部署】

事業名・事業内容	担当課	取組
【いじめ防止基本方針の見直しやそれに係る教育相談】 研修会等の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検・見直し等を図ります。さらに子供や保護者が教育相談に訪れた際に、リーフレット等を配布することで、学校のみではない相談先情報の周知を行います。	教育総務課	継続 変更 新規
【こころの教育や性教育等の推進】 SOSの出し方等教育、性教育の実施体制の充実及びいじめ防止対策の推進を図ります。	教育総務課 福祉課 健康子育て課	継続 変更 新規
【居場所づくり活動への支援】 ひきこもりや子どもの居場所づくり、子ども食堂など、住民団体等が運営する居場所づくりを支援するとともに、町が行う子どもの学習支援事業の充実を図り、子どもや若者の居場所づくりを推進します。	教育総務課 社会教育課 福祉課 健康子育て課	継続 変更 新規
【ひきこもり者の社会参加や職業的自立に向けた支援の充実】 企業や団体等と連携して、ひきこもり者の就労体験や支援の方策を拡充します。	福祉課 健康子育て課 社会福祉協議会	継続 変更 新規
【相談しやすい環境の整備】 子どもや若者が利用しやすいSNSを活用した相談窓口の整備を推進します。また、スクールカウンセラー等の相談活動を推進します。 子育て中の保護者の不安に寄り添うため、子育て相談会を行い、妊娠・出産・子育てを経験するすべての女性に切れ目のない支援を目指します。	教育総務課 社会教育課 福祉課 健康子育て課	継続 変更 新規
【見守り体制の充実】 地域で見守り活動を行う関係機関・団体等との連携により、支援が必要な人を地域ぐるみで見守ります。	教育総務課 社会教育課 福祉課	継続 変更 新規

【孤立しない・させないためのしくみづくり】 見守り活動を行う団体や事業者との連絡体制の拡充、生活支援の充実など、家族やコミュニティとほとんど接触がない「社会的孤立者」が増えることのない仕組みづくりを強化していきます。	企画課、福祉課 社会教育課 町民課	継続 変更 新規
【ひとり親家庭支援策の充実】 ひとりで子どもを育てる親は、経済的にも時間的にも厳しい状況にあることが多く、その困りごとに寄り添い、適時適切に必要な支援が提供できるよう支援策の充実を図っていきます。	教育総務課、社会教育課、福祉課、健康子育て課、町民課、社会福祉協議会	継続 変更 新規
【子育て情報の発信と親同士の情報共有の場づくり】 町では子育てに必要な情報が揃う「たかはた子育てアプリ」を配信し、産前から産後の女性たちの負担軽減を図ります。また、ママ同士の交流や親子のふれあいを促進するサロン等を実施します。	健康子育て課	継続 変更 新規
【産前・産後のサポート体制の充実】 保健師・助産師が自宅に訪問して、子どもや母親の体調を伺う「乳幼児全戸訪問事業」を行うとともに、産後うつスクリーニングを実施して、母体の心身の回復状況を確認します。	健康子育て課	継続 変更 新規

4. 生きることの関連推進施策

自殺対策をより効果的に推進していくために、本町において既に実施されている事業を自殺対策事業と連携して推進していきます。

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワーク の強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども SOS	無職者・ 生活困窮者	勤務・ 経営者	高齢者	子ども・ 若者・女性
1	総務課	職員の研修事業	▼職員研修で自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。		●							
2	総務課	職員の健康管理事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。							●		
3	企画課	企画調整に関する事務	▼総合戦略の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることもできる。				●					
4	企画課	ワークライフバランスの推進	▼「ワークライフバランス」の評価基準によっては、事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなり得る。 ▼労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる可能性がある。			●				●		
5	企画課	行政の情報提供・広聴に関する事務	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。			●						
6	企画課	広報・住民ガイドブックの発行	▼広報やガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができる。			●						
7	町民課	住民への相談事業	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。				●					
8	町民課	消費生活対策事務	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。				●		●			
9	町民課	保護司会事務	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ▼保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。		●		●					

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワークの 強化	人材育 成	啓発と 周知	生きる 支援	子ども S O S	無職者・ 生活困窮者	勤務・ 経営者	高齢者	子ども・ 若者・ 女性
10	町民課	人権擁護啓発事務	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。 ▼人権擁護委員の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、人権擁護委員が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。		●		●					
11	町民課	ひとり親家庭等医療費の助成	▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。				●					●
12	福祉課	民生委員・児童委員活動	▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。 ▼ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域の方の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な支援へとつなぐ対応を強化することができる。	●	●		●					
13	福祉課	高畠町福祉のまちづくり推進委員会・事業	▼福祉に関する計画の上位計画であり、自殺対策も含まれる。関連する計画との調和と連携を図りながら総合的に推進することで、支援につながる。 ▼地域での福祉活動実践者を増やすことで、地域での連携が図られ、悩みを抱える人に気づくことができる可能性がある。				●					
14	福祉課	避難行動支援者台帳整備	▼自力で避難が困難な方への支援を通して、高齢者や障がい者とコミュニケーションをとることができれば、孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。 ▼地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながる。				●					
15	福祉課	権利擁護業務	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。				●					
16	福祉課	高畠町社会福祉協議会活動支援	▼社会福祉協議会の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、生活相談や就職等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。また、社会福祉協議会の活動が地域住民とのつながりにおいて成り立っていることから早期発見につながる。		●		●					
17	福祉課	灯油購入費助成事業	▼助成があることで少なからず金銭的な不安の一部が解消される。申請手続きをすることで、人との接点、関わりが持てる。 ▼高齢者・障がい者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットがあれば、それを案内と合わせて交付することで、相談先情報等の周知の機会とすることができる。				●				●	
18	福祉課	生活保護に関する事務	▼生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。						●			

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワーク の強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども SOS	無職者・ 生活困窮者	勤務・ 経営者	高齢者	子ども・ 若者・ 女性
19	福祉課	中国残留邦人等生活支援事業	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●					
20	福祉課	障がい者福祉計画の策定・管理	▼障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。				●					
21	福祉課	ガイドブック作成事業	▼ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。				●					
22	福祉課	自立支援協議会の実施	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。	●								
23	福祉課	地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）	▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け 得る。				●					
24	福祉課	地域生活支援事業（地域活動支援センター事業）	▼来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットを設置することで、対象者への情報周知を図ることができる。				●					
25	福祉課	地域生活支援事業（日常生活用具給付事業・コミュニケーション支援事業・住宅改修費助成事業・身体障がい者用自動車改造等助成交付事業）	▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●					
26	福祉課	地域生活支援事業（相談支援事業）	▼相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。		●							
27	福祉課	人工透析患者通院費助成事業・障がい者タクシー助成事業・紙おむつ支給事業	▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●					
28	福祉課	心身障害者福祉手当受付事務	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
29	福祉課	難病患者・小児慢性特定疾病患者関係事務	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
30	福祉課	障害者総合支援法による障がい福祉サービス支給決定事務	▼障害者や家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●					

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワーク の強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども SOS	無職者・ 生活困窮者	勤務・ 経営者	高齢者	子ども・ 若者・ 女性
31	福祉課	障がい者差別解消推進事業	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。		●		●					
32	福祉課	障がい者虐待の対応	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。				●					
33	福祉課	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●							
34	福祉課	精神保健普及・啓発事業	▼精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。			●	●					
35	健康子育て課	子ども・子育て支援事業計画策定	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。				●					●
36	健康子育て課	私立保育園・児童館等運営事業	▼保育士等にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●							●
37	健康子育て課	保育料軽減事業 保育料等納入促進事業	▼収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●					●		
38	健康子育て課	子育て支援センター事業	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●					
39	健康子育て課	子ども家庭センターの運営 （児童虐待防止対策の充実）	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。				●				●	●
40	健康子育て課	子ども家庭福祉相談	▼悩みに寄り添い支援することで自殺のリスク軽減につながる。				●					●

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワーク の強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	子 ども SOS	無職 者・生 活困窮 者	勤務 ・経営 者	高齢 者	子ども ・若者 ・女性
41	健康子育て課	ファミリー・サポート・セン ター事業	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。		●							
42	健康子育て課	児童手当支給事務・児童扶 養手当受付相談	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。				●					●
43	健康子育て課	特別児童扶養手当受付相談	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●					●
44	健康子育て課	ひとり親家庭等生活向上支 援事業	▼居場所の提供は、工夫次第で児童生徒の生きることの足場を支えるもの（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。 ▼児童生徒との接触を通じて、当人や保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。				●					●
45	健康子育て課	DV被害者支援	▼様々な問題の相談に応じており、女性がかしらの困難に直面した際の最初の相談窓口となっているため、関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援等、女性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。				●					●
46	福祉課	あんしん見守りSOS、食 の自立支援事業、成年後見 人利用促進事業	▼心理的なサポートも併せて行えば、自殺のリスクの軽減にも資する包括的な支援になる。独居等の高齢者の連絡手段を確保し、状況把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援の接点として活用できる。				●				●	
47	福祉課	介護予防の普及啓発事業 （運動機能向上事業等）、地 域介護予防活動支援事業 （地域の通いの場補助）、地 域リハビリテーション活動 支援事業（専門職派遣等事 業）	▼高齢者が定期的な通いの場での交流で、不安や悩みなどが軽減したり、気づきを専門職につなげることで早期発見と支援の推進となる。 ▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な支援へとつなぐ対応を強化することができる。		●		●				●	
48	福祉課	介護予防サービス（訪問・通 所）・生活支援サービス（配 食）・介護予防マネジメント	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、虐待等へとつながる危険もある。 ▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接 触機会として活用することができる。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にもつながる。				●				●	
49	福祉課	養護老人ホームへの入所措 置	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況 等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。				●				●	
50	福祉課	包括的支援事業 総合相談支援業務	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握することで、自殺対策のことも念頭において、関係者間での連携の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。				●				●	

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワーク の強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども S O S	無職者・生活 困窮者	勤務・経営者	高齢者	子ども・若者・女性
51	福祉課	認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援員配置、認知症カフェ等	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。				●				●	
52	福祉課	権利擁護業務（高齢者虐待防止ネットワーク推進事業）	▼ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	●			●				●	
53	福祉課	生活支援体制整備事業	▼高齢者の生活支援を医療・介護サービスのみならず、さまざまな事業主体と連携しながら多様な日常生活の支援体制の充実を図る。 ▼関係者にゲートキーパー研修を行うことで、相談等に応じる際の気づきの力を高めてもらうとともに、気になる人がいた場合には、関係機関へ情報を共有したり、つないだりといった対応を取れるようになる可能性がある。	●	●		●				●	
54	福祉課	地域包括ケアシステムの推進	▼地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担うことができる。 ▼拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。				●				●	
55	福祉課	老人福祉相談員設置	▼老人福祉相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。	●	●		●				●	
56	福祉課	老人クラブ連合会の補助	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。		●						●	
57	福祉課	「保健医療圏地域医療連携計画」の推進・進捗管理等	▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●		●						
58	福祉課	在宅当番医制、休日診療所運営事業委託	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。	●			●					
59	福祉課	地域健康づくり推進事業	▼こころの健康づくりに関する講演会やポスター掲示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発の機会になり得る。 ▼健康相談等の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば保健師や他機関につなぐなどの対応をとることにより、支援への接点となり得る。			●	●					

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワーク の強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	子 ども S O S	無 職 者・ 生 活 困 窮 者	勤 務・ 経 営 者	高 齢 者	子 ども ・ 若 者・ 女 性
60	福祉課	各種健診・保健指導・健診結果説明会	▼健康診断の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。				●					
61	健康子育て課	子育て世代包括支援センタ－	▼母親との面談、電話訪問時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等の対応を図ることができる。				●					●
62	健康子育て課	産前・産後サポート事業	▼妊産婦が事業等参加した際に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等の対応をすることができる。				●					●
63	健康子育て課	乳幼児健康診査・育児相談・離乳食相談	▼乳幼児健診や各種相談の際の面談時に、心身の不調や異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができる。				●					●
64	健康子育て課	乳幼児歯科健診・相談事業	▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援にもなり得る。				●					●
65	健康子育て課	子育て相談会（心理・言葉）	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じること、母親の負担や不安感の軽減につなげることができる。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応から包括的な支援を提供することができる。				●					●
66	健康子育て課	妊婦訪問、新生児訪問・乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業	▼妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援にもなり得る。 ▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●					●
67	健康子育て課	1歳お誕生ママ健診事業	▼子育て中の育児や家事で多忙な時期に、自分の健康を振り返る機会があることで心身の不調を早期に発見し問題があれば医療機関につなげることができる。				●					●
68	健康子育て課	特定不妊治療助成事業	▼不妊治療のストレス等から、うつをリスクを抱える危険がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。				●					●
69	健康子育て課	子育てヘルパー派遣事業	▼産前・産後は育児への不安等から、うつをリスクを抱える危険がある。 ▼心身の不調などによって家事や育児に支障がある方が対象とはなるが、さらなる不調を引き起こさないための支援策になりうる。				●					●
70	健康子育て課	伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金支給事業	▼妊産婦や子育て中の保護者の心理的・経済的な負担感を少しでも軽減する事業があることで、生きることの阻害要因を減らし、産後うつ等の心身の不調を予防することができる。				●					●

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワークの 強化	人材育 成	啓発と 周知	生きる 支援	子ども SOS	無職者・ 生活困窮者	勤務・ 経営者	高齢者	子ども・ 若者・ 女性
71	建設課	町営住宅の管理事務・公募事務	▼町営住宅の居住者や入居申込者に、生活面で困難や問題を抱えている人がないか、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で有効な窓口となり得る。 ▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●		●			
72	教育総務課	学校教育センター事業	▼教職員の研修会、講習会の中で自殺対策に向けたリーフレット等の配布を行い、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図る。			●				●		
73	教育総務課	教職員働き方改革の推進	▼教職員のケアという観点から、働き方改革やストレスチェックを実施することで生きる支援活動に向けた一施策として展開させ得る。 ▼教職員に対し、「生きることの包括的な支援」としての研修等により、教職員自身が健康を損ねることなく児童生徒の育成ができるよう支援できる。				●			●		
74	社会教育課	PTA 活動の支援・育成	▼セミナーや研修会等でこころの健康づくりについて講演することにより、保護者の間で、子どもの不調に対する気づきの力を高めることができる。 ▼役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができ る。			●		●				
75	教育総務課	幼小中連携事業	▼幼児・児童生徒の健やかな育成を関係者が連携して、切れ目ない支援をしていくことができる。				●					
76	教育総務課	学校図書館活用事業	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する支援を行う。			●	●					
77	教育総務課	次代を担う児童生徒育成事業	▼こころの不調がある児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、悩みや不安がある時に周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進することができる。			●	●	●				●
78	社会教育課	家庭教育推進事業	▼就学時検診等、親が集まる機会を活用した学習機会を提供するとともに、子どもが生きやすい環境を整えるための内容を検討することで、子育て世代への支援強化を図る。			●		●				

No.	担当課	事業名・事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	基本					重点			
				ネット ワークの 強化	人材育 成	啓発と 周知	生きる 支援	子ども SOS	無職者・ 生活困窮者	勤務・ 経営者	高齢者	子ども・ 若者・ 女性
79	社会教育課	地域学校協働活動推進事業	▼コーディネーターに対する研修会等の機会を活用し、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図る。	●	●			●				●
80	社会教育課	放課後子どもプラン推進事業	▼指導員を対象にゲートキーパー研修を行うことで、子どもを見守る上での視点を身に付けてもらうことによって、指導員が自殺リスクの早期発見とつなぐ役割を担えるようになる可能性がある。 ▼地域と子どもを繋ぎ、地域の方が見守る環境を作る。 また、新たなことに興味関心を持つ機会を見つけ、生きることへの支援を行う。		●		●	●				●
81	社会教育課	図書館運営	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼図書館は、学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。			●	●	●				
82	社会教育課	青少年健全育成関係事業	▼関連の会議のなかで、青少年層の抱える問題や自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらいながら、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。	●			●				●	●
83	社会教育課	高校生ボランティア活動	▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、生きることの包括的な支援になり得る。 ▼高校生ボランティアの研修等の際にSOSの出し方教育などを行うことで、高校生の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。				●	●			●	●
84	社会教育課	人材養成事業・交流事業	▼研修への参加を通して意欲ある仲間とのネットワークを形成するとともに、地域での居場所を創り出すことが期待できる。				●					
85	公立高島病院	病院運営	▼地域住民の信頼と期待に応えうる地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける回復期・慢性期医療を提供する地域の中核的な医療機関として、質の高い適切な医療の提供を行う。 ▼自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での、地域の拠点となり得る。				●					
86	公立高島病院	医療相談窓口	▼医療に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得る。 ▼相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば関係機関につなぐなどの対応を取ることにより、支援への接点になることができる。				●					

5. 評価指標一覧

取組 施策	自殺対策における取組	No	事業名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
1. 基本 施策	(1)地域におけるネットワークの強化	1	高畠町自殺対策推進協議会	年2回	年2回以上
		2	助け合い・支え合いの地域づくり会議	—	年2回
	(2)自殺対策を支える人材の育成	3	町職員のゲートキーパー養成講座受講率	78.4%	5年度 90%以上
	(3)町民への啓発と周知	4	各地区文化祭での啓発活動	6回	6回
		5	町広報への記事掲載	年2回	年2回
		6	普段の暮らしの中での不安や悩みのうち「自分や家族の健康、介護に関すること」 ※地域福祉計画町民アンケート調査	56.2%	減少
	(4)生きることの促進要因への支援	7	困った時には助けてもらえる安心感について「いつも感じる」 ※地域福祉計画町民アンケート調査	12.0%	増加
	(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育	8	SOSの出し方に関する研修	年1回	小中学校に 年1回以上
2. 重 点 施 策	(1)「勤務・経営」者への支援	9	企業や法人等へのゲートキーパー養成講座の開催	5年間で3回	年1回以上
	(2)無職者・生活困窮者への支援	10	生活困窮者支援事業の「変化が見られた」件数の割合	過去5年間平均 約80%	現状維持
	(3)高齢者への支援	11	高齢者、支援者等へのゲートキーパー養成講座開催回数	—	5年間で3回
	(4)子ども・若者・若年女性への支援	12	ひきこもり者の社会参加や職業的自立に向けた支援の充実	1人	就労体験等 年間1人以上

本町の自殺対策がその効果を最大限に発揮するためには、行政、関係機関、民間支援団体、企業、町民等が各々の役割を踏まえ、相互に連携・協働して自殺対策を総合的に推進する必要があります。

本町では、町長をトップとした庁内各分野担当所属長で構成される「高島町いのち支える自殺対策推進本部」において計画の進行管理を行うとともに関係各課の連携を図り、計画の進行管理と全庁を挙げた横断的な自殺対策推進を図ります。

また、医療・保健・生活・教育・労働等の委員で構成する「高島町自殺対策推進協議会」において専門的見地から本町の自殺対策の推進方向等を議論し、自殺対策事業実施状況に係る検証・評価を行っていきます。

```
graph TD
    Council[議会] -- 報告 --> HQ【高島町のち支える自殺対策推進本部】
    HQ -- 意見 --> Council
    HQ -- 意見 --> Assoc【高島町自殺対策推進協議会】
    Assoc -- 意見 --> HQ
    Assoc -- 意見 --> Office【事務局】
    Office -- 現況把握 原案提示 --> Assoc
    Office -- 提案提示 --> HQ
```

The diagram illustrates the organizational structure and information flow for self-harm prevention policy implementation in Takahashi City. It involves four main entities: the City Council (議会), the Self-Harm Prevention Policy Implementation Headquarters (高島町のち支える自殺対策推進本部), the Self-Harm Prevention Policy Implementation Association (高島町自殺対策推進協議会), and the City Office (事務局).

議会 (City Council):

- Reports (報告) to the Headquarters.
- Provides opinions (意見) to the Headquarters.

【高島町のち支える自殺対策推進本部】 (Self-Harm Prevention Policy Implementation Headquarters):

- Composed of the Mayor as the Chief and various field division heads as members.
- Responsible for the implementation of self-harm prevention measures.
- Information collection and plan formulation are shared with the Association.
- Overall promotion of comprehensive measures.
- Coordination and connection between related departments within the city.
- Other tasks.

【高島町自殺対策推進協議会】 (Self-Harm Prevention Policy Implementation Association):

- Composed of welfare, health, medical, education, police, judicial, fire, and labor-related agencies and organizations.
- Responsible for the implementation of comprehensive self-harm prevention measures.
- Check for self-harm prevention promotion.
- Strengthening of information exchange and cooperation for self-harm prevention.
- Implementation of self-harm prevention plans and self-harm prevention project implementation plans, including verification and evaluation.

【事務局】 (City Office):

- Welfare Children's Welfare Section (障がい者福祉係).
- Plan formulation and proposal.
- Overall coordination and adjustment of the plan.

Information Flow:

- The Headquarters reports to the Council and provides opinions to the Council and the Association.
- The Association provides opinions to the Headquarters and the City Office.
- The City Office provides current status reports and original proposals to the Association and proposal suggestions to the Headquarters.



参 考 資 料

1. 高畠町自殺対策推進協議会委員名簿

番号	氏 名	組織、団体等の名称	職 名
1	長岡 克典	高畠町人権擁護委員協議会	会長
2	酒井 啓子	高畠町民生委員・児童委員協議会	副会長
3	安部 明美	高畠町社会福祉協議会	生活支援室長
4	鈴木 智香子	高畠町地域包括支援センター	課長補佐（兼）次長
5	高村 和宏	置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	課長
6	平 千秋	高畠町教育委員会	高畠町連合校長会
7	山澤 和弘	南陽警察署生活安全課	生活安全係長
8	渡部 敦史	置賜広域行政事務組合高畠消防署	救急係長
9	近野 優浩	高畠町商工会	事務局長
10	大沼 美佳	山形おきたま農業協同組合	たかはた支店長

【事務局】

番号	氏 名	役 職
1	大浦 良一	福祉こども課 課長
2	安部 尚子	福祉こども課 課長補佐（兼）障がい者福祉係長
3	工藤 大学	福祉こども課障がい者福祉係 主事
4	本間 千里	福祉こども課障がい者福祉係 主事
5	高橋 梓	福祉こども課障がい者福祉係 主事

2. 策定経過

実施日程	実施内容
令和5年11月8日 ～ 11月15日	○自殺対策計画見直しに係る事業実施状況調査 【対象】総務課、企画財政課、商工観光課、健康長寿課、教育総務課、社会教育課、福祉こども課 【内容】現計画の評価を行うにあたり、庁内関係部署の事業実施状況についての調査
令和5年11月21日	○令和5年度 第1回自殺対策推進協議会 【場所】役場第2会議室 午前10時～11時30分 【協議事項】1) 第2期高島町自殺対策計画策定について、(1) 自殺対策大綱について、(2) 策定体制とスケジュールについて、(3) 第2期計画の策定と町の自殺の現状について、(4) 現計画の推進状況、評価と課題について
令和6年1月10日	○令和5年度 第1回高島町いのち支える自殺対策推進本部会議 【場所】役場第1委員会室 午後3時45分～4時15分 【協議事項】1) 高島町自殺対策計画（案）の概要について
令和6年2月28日	○令和5年度 第2回自殺対策推進協議会 【場所】げんき館多目的研修室 午後3時～4時30分 【協議事項】1) 計画について
令和6年3月4日	○令和5年度 第2回高島町いのち支える自殺対策推進本部会議 【場所】役場第1委員会室 午後3時45分～4時15分 【協議事項】1) 高島町自殺対策計画（案）について

3. 高畠町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき実施する自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高畠町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）自殺対策に係る情報収集及び計画策定並びに共有に関すること。
- （2）自殺対策に係る町の総合的な施策の推進に関すること。
- （3）自殺対策に係る庁内関係部署の連絡調整に関すること。
- （4）その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、総務課長、企画財政課長、税務課長、町民課長、生活環境課長、健康長寿課長、農林振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、会計課長、教育総務課長、社会教育課長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び公立高畠病院事務長をもって充てる。

（会議）

第4条 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

3 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（作業部会）

第5条 本部長は、所掌事務についての庁内関係部署との連絡調整又は計画策定に必要な調査等を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、町職員のうちから本部長が任命する。

（事務局）

第6条 本部の事務局は、福祉こども課に置く。

2 事務局に、事務局長を置き、福祉こども課長をもって充てる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

4. 自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たり）の自殺者数を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
 - ・地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施
 - ・命の大切さ、尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが避けられなかった末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用等の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死に検証(COR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担当人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 く第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・相談スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遭われた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ、尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援



第2期いのち支える高畠町自殺対策計画

令和6年3月

発行/高畠町福祉こども課

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436

TEL 0238-52-4473

FAX 0238-52-1543